

学術研究推進特別経費

1 学術研究高度化推進経費

(1) ハイテク・フロンティア等経費

〔対 象〕

「私立大学ハイテク・リサーチ・センター」又は「私立大学学術フロンティア推進拠点」
として、文部科学大臣の指定を受けた事業を実施する研究組織を有する大学

〔算定方法〕

当該事業の所要経費の1/2以内の額をそれぞれ100,000千円を限度に補助する。

(2) 産学連携研究推進経費

〔対 象〕

「産学連携研究推進整備事業」として、文部科学大臣の指定を受けた事業を実施する
研究組織を有する大学

〔算定方法〕

当該事業の所要経費の1/2以内の額を100,000千円を限度に補助する。

(3) オープン・リサーチ・センター経費

〔対 象〕

「オープン・リサーチ・センター整備事業」として、文部科学大臣の指定を受けた事業を実施
する研究組織を有する大学

〔算定方法〕

当該事業の所要経費の1/2以内の額を100,000千円を限度に補助する。

(4) 共同研究経費

〔対 象〕

a 特定の研究課題について、大学等の自主性の下にプロジェクト・チームを編成して行う産業
界及び国内外の大学等との共同研究並びに学内における共同研究（学部・学科間等にまたがる
もの）で、次に掲げるすべての要件を満たす共同研究を実施している大学等

要 件

(a)共同研究に関する規程が整備されていること

(b)学内の委員会等の審査を経て大学等が決定する共同研究であること

(c)研究成果を集録した紀要等を作成しなければならないこと

b 平成12年度までに、私立大学の特色を活かして特に新産業の創出が期待できるとして、採
択された研究開発プロジェクトを行う大学

ただし、同一事業の継続期間は4か年以内とする

〔算定方法〕

a 当該大学等の共同研究に係る所要経費が大学においては3,000千円以上、短期大学・高等
専門学校においては1,000千円以上のものを対象として、その1/2以内の額（ただし、
50,000千円を限度とする）に別表3により算出した点数の合計点（22点満点）に応じ、
表15、表16により得られる調整率を乗じて算定された額を補助する。

表15

点 数	調 整 率 (大 学)
22点	110 %
21～21	105
20～12	100
11～ 9	95
8点以下	90

表16

点 数	調 整 率 (短期大学・高等専門学校)
22～20点	110 %
19～18	105
17～ 9	100
8～ 6	95
5点以下	90

b 当該プロジェクトの所要経費の1/2以内の額に、表17により算出した点数の合計点（1
8点満点）に応じ、表18により得られる調整率を乗じて算出された額を、70,000千円を
限度に補助する。

表 17

当該プロジェクトの実施状況	点数(満点)	算 定 方 法
(a)研究開発プロジェクトの内容及び 研究体制	10点	委員会の審査に基づく評価
(b)新技術創出の可能性・期待度	3点	委員会の審査に基づく評価
(c)外部資金の導入状況	2点	導入実績がある場合に2点
(d)工業所有権の取得状況	1点	取得がある場合に1点
(e)特許に関する規程等の整備状況	1点	規程がある場合に1点
(f) T L O、リエゾンオフィス等の整備 状況	1点	TLOやリエゾンオフィス等が整備されて いる場合に1点

(注) 各項目において、該当する人員・件数がない場合は、点数は0点とする。

表 18

点 数	調 整 率
18 点	130 %
17 ~ 16	115
15 ~ 14	100
13 ~ 12	85
11点以下	0

2 リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等経費

〔対 象〕

- a 当該大学の優れた博士後期課程の学生をリサーチ・アシスタントとして当該大学が行う研究プロジェクト等における補助的業務に従事させている大学、又は博士後期課程修了者（ポスト・ドクター）を当該大学が行う共同研究プロジェクト等において一定の職務を分担して研究に従事させている大学

なお、リサーチ・アシスタントについては、当該大学の博士後期課程に在籍する学生を、またポスト・ドクターについては、博士後期課程修了者のうち、博士の学位を取得した者、及び 人文・社会科学にあたっては、博士の学位を取得した者に相当する能力を有する者（いずれも採用年度の4月1日現在満35歳未満）をそれぞれ対象とする。

- b 優れた研究プロジェクト等を遂行するために必要な技能・技術面での支援者を確保し、当該大学等が行う研究プロジェクトに従事させている大学等

なお、支援者については、他の特別補助項目において補助対象となった優れた研究プロジェクトの研究支援のため、特殊な技能や熟練した技術を必要とする業務（大型機器、特殊機器等の操作など）に従事する者（申請年度の4月1日現在満35歳以上でかつ非常勤職員）とする。

〔算定方法〕

- a 当該大学の所要経費の1/2以内の額（ただし、リサーチ・アシスタントは1人当たり600千円、ポスト・ドクターは1人当たり1,600千円を限度とする）に、別表1により算出したの1の(1)「教育研究拠点大学院重点経費」の研究科の教育研究活動状況による点数を学校別で集計し、研究科数で除して、算出した学校の平均点に応じ、表19により得られる調整率を乗じて算定された額を補助する。

表 19

点 数	調整率
40 ~ 23点	110 %
22 ~ 21	105
20 ~ 13	100
12 ~ 10	95
9点以下	90

- b 当該大学等の所要経費の1/2以内の額（1人当たり1,800千円を限度とする）に別表3により算出した点数の合計点（22点満点）に応じ、表20、表21により得られる調整率を乗じて算定された額を補助する。

表 20

点 数	調 整 率 (大 学)
22点	110 %
21 ~ 21	105
20 ~ 12	100
11 ~ 9	95
8点以下	90

表 21

点 数	調 整 率 (短期大学・高等専門学校)
22 ~ 20点	110 %
19 ~ 18	105
17 ~ 9	100
8 ~ 6	95
5点以下	90